

・競争入札（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

・随意契約（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

・競争入札（物品・役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
給食業務部外委託ほか1件	大山堅郎 通信学校会計課 神奈川県横須賀市久比里2-1-1	令和3年4月1日	株式会社 ダイヨウ 愛知県日進市栄3丁目2108		一般競争入札	69,160,000	61,481,200	88.90%				
久里浜駐屯地で使用する電気	大山堅郎 通信学校会計課 神奈川県横須賀市久比里2-1-1	令和3年4月1日	東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区赤羽野1-1-3		一般競争入札		71,294,711					3,960,772円
一般廃棄物収集運搬役務	大山堅郎 通信学校会計課 神奈川県横須賀市久比里2-1-1	令和3年4月1日	法村商事株式会社 神奈川県横浜市西区岡野1-18-6		一般競争入札		1,871,280					28,589円
油分離槽等清掃役務ほか1件	大山堅郎 通信学校会計課 神奈川県横須賀市久比里2-1-1	令和3年4月1日	株式会社 東亜オイル興業所 千葉県八千代市上高野1728番5		一般競争入札		1,587,200					97,900円ほか1件
精米	大山堅郎 通信学校会計課 神奈川県横須賀市久比里2-1-1	令和3年4月1日	株式会社むらせ 神奈川県横須賀市米が浜通1丁目6番地		一般競争入札		2,178,000					261.36円
ユニットヒーター	大山堅郎 通信学校会計課 神奈川県横須賀市久比里2-1-1	令和3年4月28日	サイトーパイプ株式会社 東京都豊島区西巣鴨4-10-1		一般競争入札	1,626,586	1,410,750	86.73%				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

・随意契約（物品・役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
上下水使用料	大山堅郎 通信学校会計課 神奈川県横須賀市久比里2-1-1	令和3年4月1日	横須賀市上下水道事業管理者 神奈川県横須賀市小川町1-1		会計法第29条の3第4項		92,783,914						6,221,825円

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。